

感染拡大防止対策協力金（6／1～6／20要請分）について

（参考）

要請期間		第9弾		第8弾		
		6月1日から6月20日まで（20日間）		5月12日から5月31日まで（20日間）		
区分						
千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 【12市】	営業自粛の時間	20時～5時		20時～5時		
	酒類の提供時間	終日不可		終日不可		
	支給額	中小企業	日額3～10万円 （総額60～200万円）※		日額4～10万円 （総額80～200万円）※	
		大企業	日額最大20万円 （総額最大400万円）		日額最大20万円 （総額最大400万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		6月4日までに開始した場合、 開始した日から6月20日までの 日数分を支給		5月15日までに開始した場合、 開始した日から5月31日までの 日数分を支給	
その他 市町村 【42 市町村】	営業自粛の時間	21時～5時		21時～5時		
	酒類の提供時間	11時～20時		11時～20時		
	支給額	中小企業	日額2.5万円～7.5万円 （総額50～150万円）※		日額2.5万円～7.5万円 （総額50～150万円）※	
		大企業	日額最大20万円 （総額最大400万円）		日額最大20万円 （総額最大400万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		6月4日までに開始した場合、 開始した日から6月20日までの 日数分を支給		5月15日までに開始した場合、 開始した日から5月31日までの 日数分を支給	

まん延防止等
重点措置区域
（点線部分）

※中小企業も大企業と同様の支給額の算定方法を選択可能。